

ツーリズムEXPOジャパン2017 プロフェッショナルセミナー

一流のプロフェッショナルへ 充実の内容で49のセミナー開催

「ツーリズムEXPOジャパン2017」期間中の9月22日には、業界日限定プログラムとして「ツーリズム・プロフェッショナル・セミナー」が実施されました。業界関係者の経験値に「深み」や「厚み」を加え、一流のプロフェッショナルとなつてもらおうべく企画されたセミナーは49にも及び、多くの参加者らが熱心に耳を傾けました。

◎「新しい通訳案内士制度とランドオペレーター登録制度について」

受入環境の充実へ法律を改正

「新しい通訳案内士制度とランドオペレーター登録制度」については、観光庁観光地域振興部観光資源課の蔵持京治課長から、訪日外国人旅行の受入環境の質の向上と観光産業のあり方の見直しの観点から今年の通常国会で改正された通訳案内士法、旅行業法の改正の背景と内容について説明がありました。



観光庁観光資源課の蔵持京治課長

通訳案内士は、訪日外国人旅行者に日本を理解してもらうために非常に重要な役割を果たしていますが、通訳案内士数は東京、大阪等の都市部に集中する傾向があるとともに英語に偏在しており、特に東南アジアの言語においては、現状の有資格者のみでは訪日外国人旅行者への対応は困難な状況になっています。「明日の日本を支える観光ビジョン」施策でも観光関係の規制・制度の総合的な見直しのひとつに入っており、検討を重ねた結果、平成29年5月26日に通訳案内士法の改正法案が成立しました。改正事項の主なもの、①業務独占規制の廃止・名称独占の存続、②地域ガイド特例を地域通訳案内士として全国展開、③全国通訳案内士の試験科目の見直しと定期研修の導入です。加えて通訳案内士の収入力向上に関する対応についても説明が



熱心に説明を聞くセミナー参加者ら

ありました。

また、これまで旅行業法の対象外であったランドオペレーターに対する規制（旅行業法改正）についても解説がありました。国内旅行におけるバスの手配等や訪日旅行における免税店に関する外国人からの苦情等が背景にありますが、旅行サービス手配業に係る規制（登録制）が創設されます。その他、地域体験交流型旅行商品のニーズの高まり等を背景とした旅行業務取扱管理者制度の改正、旅行業者に旅行者への取引条件説明時に、通訳案内士の同行の有無を記載した書面の交付を追加で義務付けることについても説明がありました。

これらの改正は、来年1月4日から施行されることとなっており、旅行業法の改正については、これから地方運輸局で説明が行われる予定です。

◎「旅行業界における女性の活躍推進」女性の心に「ハマル施策」と「ズベる施策」

女性の活躍推進で議論深める

「旅行業界における女性の活躍推進」女性の心に「ハマル施策」と「ズベる施策」では、パネルディスカッション形式で旅行会社の人事担当者が各社の実態や対策などを報告し、旅行業界での女性の活躍を押し進めるための方策について議論を深めました。

パネルディスカッションに先立って行われた基調講演では、女性が働きやすい職場の実現や女性管理職比率の向上といったテーマが旅行業界でも重要な課題として浮上ってきていることが紹介されています。企業



女性の活躍推進は業界の重要課題に

側としては、業績を上げるためにビジネスモデルの変革に向けて多様な人材を活用することが求められる一方、消費者側の視点からも、ジェンダーダイバーシティやカルチャーダイバーシティを通じた商品やサービスの開発が評価される時代です。

セミナーでは、企業が育成計画やマネジメント、評価といった施策面で効果を上げるために、機会を平等に与えて色々な仕事を経験させることや具体的な指示によって役割を持たせることなどの重要性が指摘されています。また、女性社員には、過去の先例にこだわることなく躊躇せずにチャレンジする、男性にしかできない仕事などないという「火中の栗を拾う」覚悟を持つ、力強く積極的ワークライフマネジメントに取り組む、といった姿勢が求められることになりました。

パネルディスカッションの意見交換を通じて、女性活躍が多様性への一歩であるという社内意識改革を進めることや上司と部下あるいは社員同士のコミュニケーションの向上を図ることが最重要課題という認識で一致しています。